

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、平成29年6月5日付けで次の者を表彰しました。

平成29年6月15日

長野県知事 阿部 守一

産業功労者

石田 憲明	伊藤 民男	川久保 正博
黒田 重行	小林 諭史	清水 貞男
下平 陸昭	相馬 栄治郎	塚田 昭彦
西川 篤明	花村 薫	藤澤 一彦
柳澤 光臣	若御子 善久	渡辺 晃司
伊藤 宗正	大槻 憲雄	直井 太郎
箱山 好猷	福澤 良一	芳坂 榮一
丸山 三恵子	宮澤 津多登	櫻井 恒利
前田 勉	村澤 崇	

地方自治功労者

向山 公人	青木 悟	太田 紘熙
大平 巖	久保田 勝士	宮川 正光
中澤 兵衛	増田 博志	吉田 昌弘
奥原 當		

教育功労者

山沢 清人

学術芸術文化功労者

新海 誠 井原 今朝男

体育功労者

江村 恵一 木内 義雄

消防功労者

大野 貴由	掛川 正幸	小林 治
酒井 基行	篠原 安磨	曾根 信一
忠地 靜男	福澤 賢治	宮下 日出男
山崎 孝雄		

統計功労者

秋山 恵美子	麻田 千鶴子	上條 みはる
小林 京子	斎藤 加根子	寺嶋 力男
濱 路子	堀内 榮子	森崎 三千子
横内 眑子		

社会福祉功労者

栗林 幸雄

保健衛生功労者

島田 隆夫	窪田 貞喜	加藤 文人
川手 幸子		

卓越技能功労者

巣山 榮三

建設事業功労者

江口 信行	小林 昌之	中川 信幸
依田 高彬	戸谷 武彦	

環境保全・美化功労団体

小海町老人クラブ連合会

景観形成功労団体

県道柏矢町田沢停車場線景観形成住民協定

消費生活支援功労団体

長野市くらしを考える会

青少年健全育成功労者

佐野 順子 高橋 正人

納税推進功労者

風間 孝三

国際化推進功労者

樋口 敦子

山岳遭難救助功労者

赤沼 健至

防犯功労者

石川 幸男

警察功労者

土屋 隆

人事課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年6月15日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

レイクウォーク岡谷

岡谷市銀座1-4777-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー株式会社

愛知県稻沢市天池五反田町1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称)レイクウォーク岡谷

(変更後) レイクウォーク岡谷

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ユニー(株)	佐古 則男	愛知県稻沢市天池五反田町1
未定		

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ユニー(株)	佐古 則男	愛知県稻沢市天池五反田町1
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	西野 利昭	岡谷市赤羽1-4-18
(株)ストライプインターナショナル	石川 康晴	岡山県岡山市北区幸町2-8
(株)ファイブ・フォックス	上田 稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7
(株)吉川SHO-U-TEN	吉川 宏	岡谷市銀座2-7-6
(株)フローリストはなこま	馬場 巧	須坂市大字塩川652-1
リフォームスタジオ(株)	豆鞘 亮二	東京都中央区日本橋浜町2-62-6
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)かめや	亀原 和成	諏訪郡原村11122-1
磯田園製茶(株)	磯田 尚久	愛知県田原市大久保町仲原111
吉田興産(株)	室賀 浩三	長野市中御所5-1-18
A s - m e エステール(株)	丸山 雅史	東京都港区虎ノ門4-3-13
(株)ワンズオウン	森本 光秋	愛知県名古屋市西区宝地町361-2
(株)キャメル珈琲	尾田 信夫	東京都世田谷区代田2-31-8

(株)ライトオン	横内 達治	茨城県つくば市吾妻1-11-1
(株)東京デリカ	木山 剛史	東京都葛飾区新小岩1-48-14
(株)ベルーナ	安野 清	埼玉県上尾市宮本町4-2
(株)笠原書店	笠原 新太郎	岡谷市塚間町2-1-15
(株)キャンドゥ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿2-21-1
(株)ワールド	上山 建二	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1
(有)村田全商社	村田 智司	群馬県前橋市問屋町2-14-3
(株)チュチュアンナ	上田 利昭	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北2-3-1
(株)エンドレス	蕭 易風	東京都台東区蔵前1-4-1
(株)エクストリンク	廣瀬 祐一	大阪府大阪市北区曾根崎2-3-5
(株)ザ・クロックハウス	大野 祿太郎	東京都中央区京橋1-11-2
(株)エディオン	久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町2-1-18
(株)グッズ	荒木 健二	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6-9
(株)ジーユー	柚木 治	山口県山口市佐山717-1
(株)エービーシー・マート	野口 実	東京都渋谷区神南1-11-5
青山商事(株)	青山 理	広島県福山市王子町1-3-5
(有)セント・ジョージズ	富田 伸	伊那市西町5179
(有)焼津谷島屋	中野 弘道	静岡県焼津市栄町4-2-4
(有)サボイ	秋山 憲	山梨県甲斐市篠原2303
(株)メガネスーパー	星崎 尚彦	神奈川県小田原市本町4-2-39
(株)アミナコレクション	新藤 さわと	神奈川県横浜市緑区鴨居4-50-1
フレックスジャパン(株)	矢島 隆生	千曲市大字屋代2451

4 変更した年月日

平成28年7月21日

5 届出年月日

平成29年5月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年6月15日から平成29年10月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年6月15日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小松屋プラザ

佐久市中込3211-5ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社小松屋

佐久市中込3212-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ長野株	午前9時30分 午前9時(週1回) 午前8時(年間5日以内)	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ長野株	午前7時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

時間帯
午前8時30分から午後8時30分まで 年間5日以内 午前7時30分から午後8時30分まで

(変更後)

時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時から午後8時まで	午前6時から午後9時まで

4 変更する年月日

平成29年6月1日

5 届出年月日

平成29年5月30日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年6月15日から平成29年10月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年6月15日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

レイクウォーク岡谷

岡谷市銀座1-4777-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー株式会社

愛知県稲沢市天池五反田町1

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	310台	310台
2	154台	154台
3	161台	161台

4	431台	431台
5	154台	—
合計	1,210台	1,056台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

平成30年1月31日

5 届出年月日

平成29年5月30日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年6月15日から平成29年10月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成29年6月15日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名 称	成 果 の 名 称	調査を行っ た期 間	調 査 を 行 っ た 地 域	認 証 年 月 日
小諸市	地籍簿及び地籍図	平成25年から 平成26年まで	小諸市新町一丁目、新町二丁目、両 神、丙の各一部	平成29年6月15日
小諸市	地籍簿及び地籍図	平成26年から 平成27年まで	小諸市乙、六供一丁目、田町一丁目、 田町二丁目、田町三丁目、市町三丁 目、市町五丁目の各一部	平成29年6月15日
伊那市	地籍簿及び地籍図	平成22年から 平成24年まで	伊那市富県の一部	平成29年6月15日
千曲市	地籍簿及び地籍図	平成25年から 平成27年まで	千曲市大字戸倉の一部	平成29年6月15日
宮田村	地籍簿及び地籍図	平成26年から 平成27年まで	上伊那郡宮田村大久保区、中越区、 町2・3区の各一部	平成29年6月15日
大鹿村	地籍簿及び地籍図	平成24年から 平成25年まで	下伊那郡大鹿村大字大河原の一部	平成29年6月15日
高山村	地籍簿及び地籍図	平成25年から 平成26年まで	上高井郡高山村大字高井、大字中山 の各一部	平成29年6月15日

農地整備課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成29年6月15日

長野県知事 阿部 守一

1 処分をした年月日

平成29年6月15日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

環境デザイン株式会社

上田市新町244番地

榎木野 信介

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成29年6月29日から平成29年7月1日までの3日間

4 処分の原因となった事実

環境デザイン株式会社は、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有していないにもかかわらず、平成29年4月から同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を請け負った。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

建設政策課

公告

長野県西部南箕輪土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成29年6月15日

長野県上伊那地域振興局長 堀田文雄

理事

重任

氏名 住 所

唐木一直 上伊那郡南箕輪村4954番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年6月15日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

1 許可番号

平成29年4月26日 長野県佐久地方事務所指令28佐地建第27-19号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字芹ヶ沢2140-421、2140-946

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字長倉2148

株式会社星野リゾート 代表取締役 十川 隆

都市・まちづくり課

公告

平成29年5月8日付けで公告した県立高等学校における探究学習のためのICT機器一式の賃貸借に係る一般競争入札については、都合により中止します。

平成29年6月15日

長野県教育委員会教育長 原山 隆一

教学指導課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成29年6月15日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
施設警備業務 (1級)	平成29年9月30日 (土)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種別	区分	科目
雑踏警備業務 (1級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
		警備業務対象施設における保安に関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している

警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上あるもの
- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検定員

種 別	定 員
施設警備業務（1級）	30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(I) 定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付期間

平成29年8月8日（火）から8月9日（水）まで（受付時間は午前9時から午後5時まで）とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成29年9月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書）。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、前記書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する書面及び履歴書

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面（1級検定受検資格認定書）

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出）2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万6,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

正

誤

平成29年5月29日付け公告「土地改良区役員の就退任の届出」中

ページ	行（箇所）	誤	正
12	左側15	百瀬芳史 松本市寿北9丁目7番2号	百瀬芳史 松本市寿北9丁目7番2号
		永澤明	永澤明
12	左側21	広前純一 松本市大字寿豊丘1147番地	広前純一 松本市大字寿豊丘1147番地
		永澤明 松本市寿北1丁目12番18号	
12	左側下から14	酒井靖一 松本市寿北3丁目13番6号	酒井靖一 松本市寿北3丁目13番6号
		御子柴文夫	御子柴文夫
12	左側下から2	御子柴文夫 松本市寿北3丁目13番7号	藤森高男 松本市寿北3丁目13番7号
		藤森高男 松本市寿北小赤783番	
		永澤明	永澤明
		松本市寿北1丁目12番18号	

農地整備課